○**外務省告示第四百号**

平成二十七年十月二十六日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千万円

3　署名者

日　本　側　吉田潤在モーリタニア大使

モーリタニア側　シディ・アフマド・ウルド・ラーイス経済・開発大臣

平成二十七年十一月九日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第四百一号**

平成二十七年十月二十六日にビシュケクで、マナス国際空港機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マナス国際空港機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億三千万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小池孝行在キルギス大使

キルギス側　アディルベク・カスィマリエフ財務大臣

平成二十七年十一月九日

外務大臣　岸田　文雄

○**外務省告示第四百二号**

平成二十七年十月二十六日にビシュケクで、キルギス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　小池孝行在キルギス大使

キルギス側　アディルベク・カスィマリエフ財務大臣

平成二十七年十一月九日

外務大臣　岸田　文雄

○**農林水産省告示第二千四百七十九号**

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十七年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十一月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマー　KQ113	215010	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

経済産業省
国土交通省告示第百四十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定原動機検査機関の登録を更新したので、同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

一　登録年月日　平成二十七年四月二十七日
二　登録番号　第一号
三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会
四　住所　東京都新宿区四谷三丁目二番五全日本トラック総合会館
五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室
六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号
七　法人である場合の代表者の氏名　萩尾　計二

一　登録年月日　平成二十七年四月二十七日
二　登録番号　第二号
三　登録特定原動機検査機関の氏名又は名称　一般社団法人日本建設機械施工協会
四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号
五　特定原動機検査事務を実施する事業場の名称　一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所
六　特定原動機検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地
七　法人である場合の代表者の氏名　辻　靖三

経済産業省
環境省告示第百四十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二十七条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次の登録特定特殊自動車検査機関の登録を更新したので、同法第二十七条において準用する同法第二十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月九日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

一　登録年月日　平成二十七年四月二十七日
二　登録番号　第一号
三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会
四　住所　東京都新宿区四谷三丁目二番五全日本トラック総合会館
五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　公益財団法人日本自動車輸送技術協会昭島研究室
六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　東京都昭島市美堀町四丁目二番二号
七　法人である場合の代表者の氏名　萩尾　計二

一　登録年月日　平成二十七年四月二十七日
二　登録番号　第二号
三　登録特定特殊自動車検査機関の氏名又は名称　一般社団法人日本建設機械施工協会
四　住所　東京都港区芝公園三丁目五番八号
五　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の名称　一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所
六　特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地　静岡県富士市大渕三千百五十四番地
七　法人である場合の代表者の氏名　辻　靖三